

入 札 説 明 書

県立こころの医療センター中央監視装置更新工事に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和7年6月6日

2 入札対象工事

- (1) 工事名 県立こころの医療センター中央監視装置更新工事
- (2) 工事場所 県立こころの医療センター 茨城県笠間市旭町地内
- (3) 工事概要 中央監視装置更新一式
- (4) 工 期 180日間

3 担当部署

〒309-1717 茨城県笠間市旭町 654

茨城県立こころの医療センター 経理課

電話:0296-77-1151

Fax :0296-77-1739

経理課 e-mail : mc-kokoro10@pref.ibaraki.lg.jp

4 競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 茨城県建設工事入札参加資格審査要項（平成 7 年茨城県告示第 473 号）に基づく一般競争入札参加資格の認定を単体として受けている者であること。ただし、入札に参加しようとする者が、競争参加資格の確認の申請を行う日から開札予定日までの期間において、茨城県建設工事請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者及び同条第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く。）
- (4) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号から同条第 3 号までに規定する者でないこと。
- (5) 令和 7・8 年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に電気通信工事が登載され、かつ建設業の許可を受けているものであること。

- (6) 茨城県内に建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく主たる営業所（本店）又は営業所（支店等）があること。
- (7) 平成 27 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに国内において完成した国、地方公共団体、医療機関が発注した同種の設置若しくは更新工事（ただし、軽微な請負代金額が 500 万円未満（税込み）の工事）は実績として認めない。）を元請けとして、同規模以上の施工をした実績があること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。）
- (8) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任できること。
- ア 競争参加資格確認申請のあった日において直接的かつ恒常的な雇用関係があるものであること。競争参加資格確認申請にあたっては、直接的かつ恒常的な雇用関係（申請以前に 3 月以上の雇用関係）があることを証する書類の写しを提出すること。
- イ 電気通信工事について、建設業法第 26 条に規定する主任又は監理技術者になり得る者であること。
- ウ 電気通信工事について、建設業法第 26 条第 2 項に基づき監理技術者として配置される場合は監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。
- エ 競争参加資格確認申請時に、建設業許可における営業所の専任技術者である者は認めない。
- オ 建設業許可における建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 7 条第 1 号に規定する常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者等である者は認めない。
- カ 現在、他の工事に配置されている主任（監理）技術者にあつては、本契約時に配置できること。
- キ 本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数（3 名までの者を配置予定技術者とすることができる。この場合、競争参加資格確認資料は、すべての配置予定技術者について提出するものとする。なお、落札者は、開札後から契約前までの間に 1 名を選択するものとする。
- (9) 電気通信工事について、契約締結日から 1 年 7 月以内の審査基準日の経営事項審査（建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定めるものをいう。）を受けている者であること。

5 競争参加資格の確認等

- (1) この工事の入札に参加を希望する者は、あらかじめ競争参加資格確認申請書（別紙様式第 1 号。以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（別紙様式第 2 号。以下「資料」という。）各 1 部を下記により提出するものとする。
- ア 申請書等の提出方法、受付日時及び提出先
- ・提出方法 1 部を持参、郵送又は電子メールにて提出することとする。
 - ・提出先 3 の担当部署 経理課（入札手続関係）
 - ・提出期限 公告の日から令和 7 年 6 月 19 日（木）16 時まで（必着）（ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第 7 号）第 1 条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）
- イ 申請書、資料の作成説明会
実施しない。

ウ 申請書、資料のヒアリング

実施しない。ただし、提出された申請書及び資料について、説明を求めることがある。

- (2) 競争参加資格の確認は、申請書の提出日現在で行い、その結果は、入札参加資格確認通知書（別紙様式第3号）により通知する。
- (3) 当該入札参加資格がないと認められた者には、その理由について、説明を求めることができる。ただし、説明を求める場合には、参加資格がない旨の通知を受けた日から3日以内に茨城県立こころの医療センター病院長に書面により行わなければならない。
- (4) 受付日時までに申請書及び資料を提出しない者は、本競争入札に参加できない。
- (5) 同一技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことによりこの工事に配置予定として申請した者を配置できないときは、本競争入札に参加できない。

6 設計図書

- (1) 設計図書は、インターネット上に公開するので、次のアドレスからダウンロードすること。
http://www.pref.ibaraki.jp/byoin/mc-kokoro/cont/24_nyusatsu/nyusatsu_index.html
- (2) 設計図書に対する質問は、文書（様式自由、ただし規格はA4判）により行うものとし、持参、郵送、FAX又は電子メールにより行うこと。
ア 受付先 3の担当部署
イ 受付期間 令和7年6月6日（金）から令和7年6月18日（水）まで
いずれも9時から17時まで（休日と正午から13時までを除く。）
- (3) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。
ア 日時 令和7年6月20日（金）
イ 方法 茨城県立こころの医療センターのホームページにより回答する。

7 競争入札執行（開札）の日時及び場所

- (1) 日時 令和7年6月30日（月） 10時30分から
- (2) 場所 茨城県立こころの医療センター 集会ホールC

8 入札方法等

- (1) 入札に当たっては、下記の書類を提出すること。
 - ・入札書（茨城県建設工事執行規則（昭和43年茨城県規則第69号）様式第1号）
 - ・工事費内訳書（別に定める作成例に準じて作成するもの）
 - ・連絡担当者の名刺1枚
- (2) 入札書及び内訳書は7に示す日時及び場所に持参することとし、郵送、電報及びFAXによる入札は認めない。
- (3) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等関係法令を遵守すること。

- (4) 入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。また、落札の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (5) 入札参加者が連合し、又は不誠実な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。入札者から入札金額の入力ミス等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札価格の無効の訴えを提起できないものとする。
- (8) 入札執行回数は、2回とする。初度の入札において予定価格の制限に達して価格の入札がないときは、1回を限度として再度入札をする。したがって、再度入札に参加する意思のある入札参加者又はその代理人は開札時に再度入札のための入札書を持参すること。なお再度入札のための内訳書の提出は不要とする。
- (9) 再度入札においても、予定価格に達した価格の入札がないときは、参加者のうちで最低価格の入札者を随意契約の相手方として、予定価格の制限内で見積合わせを行うものとする。したがって、この場合に見積書を提出しようとする意思のある参加者または代理人は見積書を持参すること。なお見積合わせのための内訳書の提出は不要とする。
- (10) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (11) 落札者は、入札した者のうち、最低の価格の申込者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、次の最低の価格を入札した者を落札者とする。
- (12) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件工事に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

9 予定価格

事前公表しない。

10 最低制限価格

設定しない。

11 入札保証金

免除する。

12 契約保証金

免除する。

13 請負契約書の作成

建設工事請負契約書（茨城県建設工事執行規則（昭和43年規則第69号）様式第2号）により、契約書を作成するものとする。

14 支払条件

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と前払金の保証契約を締結した場合は、請負代金額のうち、請負代金の4割で計算した金額以内の前払金を請求することができる。

15 入札の無効

(1) 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

ア 入札について不正の行為があった場合

イ 入札書に記載した金額その他必要事項を確認しがたい場合

ウ 指定の日時までに到達しない場合

エ 入札書を2通以上提出した場合

オ 他の代理を兼ね又は2人以上の代理をした場合

カ 紙入札の場合で、委任状を提出しない代理人が入札をした場合

キ 内訳書の内容に不備（入札金額との著しい相違等）が認められた場合

(2) この入札説明書において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びにこの入札説明書において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) 開札時点において4に掲げる競争参加資格のない者のした入札は、無効とする。

(4) 入札執行（開札）日までに指名停止措置を受けた者又は他の工事を落札したことによりこの工事に配置予定として申請した技術者を配置できなくなった者のした入札は、無効とする。

(5) 競争参加資格確認通知書により競争参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は無効とする。

16 落札者の決定方法

(1) 茨城県病院局会計規程第114条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定するものとする。

(2) 落札者がいない場合は、8(8)のとおり再度入札等を行うこととする。

17 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

18 一般競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加

4(1)に掲げる一般競争入札参加資格の認定を受けていない者（更生会社については会社更生法に基づく更生開始の決定を受けた者、再生会社については再生計画の認可決定が確定した者に限る。）も、5により申請書及び資料を提出することができる。ただし、本競争入札に参加するためには、入札執行（開札）日の前日までに当該資格の認定を受けていなければならない。

19 その他

(1) 提出された資料は、返却しない。ただし、公表、又は無断で他の目的に使用することはしない。

(2) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置を行うことがある。

(3) 資料等を電子メールにより提出する場合は、担当部署の了承を得ること。

(別紙)

入札時の内訳書の提出について

平成26年6月4日に公布された「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第13条」の改正により、ダンピング受注防止等のため措置として、建設業者は、入札工事の入札に係る申込みの際に、その金額にかかわらず、入札金額の内訳を記載した書類を提出するものになった。

●内訳書の提出日及び提出方法

- ・ 入札書の提出時に内訳書も併せて提出すること。
- ・ 入札書（別紙様式5）を表紙として、入札書と内訳書を一括りに綴って提出すること。

●内訳書の記載内容

- ・ 内訳の項目は別紙内訳書（提出用）を参考とすること。

●その他

- ・ 内訳書の内容に入札金額との著しい相違等の不備が認められた場合、原則として当該内訳書を提出した者の入札を無効とする。なお、内訳書の確認の時期については入札による工事請負者の決定後すみやかにおこなうものとする。
- ・ 談合情報が寄せられた場合等、入札に関して談合の可能性が疑われる場合、提出された内訳書については病院から関係機関へ提供することがある。
- ・ 内訳書の提出は第1回の入札時にのみ必要となり、その後の再入札や見積あわせを行った場合には、入札書の提出のみでよいこととする。

競争参加資格確認申請書作成要領及び提出書類について

1 提出書類

- ・競争参加資格確認申請書（様式第 1 号）
- ・競争参加資格確認資料（様式第 2 号）及び関連書類
- ・誓約書
- ・主任（監理）技術者重複申請調書（ … 必要に応じ提出）

2 競争参加資格確認資料（様式第 2 号）について

- ・公告において明示した資格があることを判断できる必要最小限の項目について記載すること。
- ・必要に応じて資格を確認できる写しを添えて提出すること。
- ・配置予定技術者を複数申請する場合はすべての配置予定技術者について作成してください。

3 関連書類について

- ・主任技術者又は監理技術者になり得るであることを証明する写し（免許証、資格者証等の写し又は実務経験証明書等）
- ・監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し
- ・健康保険被保険者証の写し等（競争参加資格確認申請のあった日において引き続き 3 月以上の雇用関係がある者であることを証する書類）
- ・最新の経営規模等評価結果通知書の写し

4 主任（監理）技術者重複申請調書について

配置予定技術者が、他の入札参加予定工事との重複が想定される場合は、主任（監理）技術者重複申請調書を提出してください。

なお、他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置できなかった場合には、取下げ書を開札日時までに郵送（書留郵便に限る。）により提出してください。

5 その他

申請書類提出後、申請者が提出書類の不備等に気付いた場合、申請書類提出期限内に限り再提出が可能なので、担当部署の承諾を得て再提出してください。